ア　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。
ａ　親会社と子会社の関係にある場合
ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
※子会社の定義は、会社法（平成17年７月26日法律第86号）の定義を適用する。
イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ｂについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合
⑤　「東京海洋大学（品川キャンパス）国際混住寮整備事業審査委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連があるものでないこと。
⑥　最近１年間の国税（法人税、消費税等）を滞納していない者であること。
⑦　入札参加企業及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業又は協力会社となっていないこと。また、入札参加企業及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加企業及び協力会社になっていないこと。
⑧　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
⑨　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
⑩　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
⑪　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
⑫　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。前号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

３）入札参加企業及び協力会社の資格等要件
入札参加企業及び協力会社のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び管理運営・入居者サービスの各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。
①　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　文部科学省における令和３・４年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格者の再認定を受けていること。）であること。
イ　経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。
ウ　不正又は不誠実な行為がないこと。
エ　「建築士法」（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
オ　平成19年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（※１担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※２）、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること（※３）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。
※１　「管理技術者」とは、「設計業務委託契約要項」（本学ＨＰ掲載）第14条の定義による。
※２　「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
※３　「管理技術者」は一級建築士とし、「主任担当技術者」について、建築分野・構造分野を担当する者は一級建築士、電気設備分野・機械設備分野を担当する者は一級建築士又は建築設備士とする。
ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設
ｂ　建物規模　鉄筋コンクリート造等（ＳＲＣ造、ＲＣ造、Ｓ造）延床面積4,000㎡以上
（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当業務）
※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務における、設計実績が必要となる。
②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　文部科学省における令和３・４年度の建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。
ａ　建築一式工事　1,200点（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよい。）
ｂ　電気工事　1,100点（ただし、電気工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよい。）
ｃ　管工事　1,100点（ただし、管工事に当たる者が複数ある場合は、うち１　社が満たせばよい。）
上記の点数を満たしていることを示す令和３・４年度に係る同認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに同認定通知書の写しを提出しなかった入札参加者の入札は無効とする。
イ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。